

平成30年度第1回三郷市景観審議会

- 1 開催日時：平成30年6月26日（火）10時00分～11時45分
- 2 開催場所：三郷市役所 6階 第1委員会室
- 3 出席者 9名（委員総数10名）
（委員）
野中会長、 田邊副会長、 齊藤委員、 岩下委員、 松井委員、 岡庭委員、
戸邊委員、 福脇委員、 谷中委員（欠席）、 小高委員
（事務局）
松本まちづくり推進部長（以下、まちづくり推進部長）
城津都市デザイン課長（以下、都市デザイン課長）
都市デザイン課：広瀬都市デザイン課長補佐（以下、都市デザイン課長補佐）、
浦川都市計画係長（以下、都市計画係長）、
野副主事（以下、都市デザイン課主事）、 南雲主事
- 4 議案の審議
議案第1号
三郷市景観賞（届出部門）の実施について【意見聴取】
議案第2号
屋外広告物の安全管理マニュアル（公共版）について【意見聴取】
- 5 報告事項
① 景観計画に基づく届出の状況について
- 6 議事内容
（1）開会
●（都市デザイン課長補佐）
[開会]

（2）開会挨拶
●（野中会長）
[開会挨拶]

●（都市デザイン課長補佐）
[事務局職員の自己紹介]

[資料の確認及び本日の流れについて説明]

[野中会長に議長を指名し、議事を進行]

● (野中会長)

[委員の出席状況を求める]

● (都市デザイン課主事)

[委員10名中9名が出席していることを報告]

● (野中会長)

[会議録の署名委員について、松井委員と岡庭委員を指名]

[傍聴者の有無について説明を求める]

● (都市デザイン課主事)

[傍聴の申し込みがないことを報告]

(3) 議 題

「議案第1号 三郷市景観賞(届出部門)の実施について」【意見聴取】

● (都市計画係長)

[議案第1号について、資料に基づき説明する]

● (野中会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました通り、この議案ですけれども、ご意見を伺いたい点が三点あるという話がありました。そのうちの一つです。まず景観賞の選考の方法につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。この一連の選考の方法につきましてご意見、ご質問等ありましたら挙手の上ご発言いただけたらと思います。いかがでしょうか。

● (田邊委員)

選考の過程についてお伺いしたいのですが、今回は届出部門ということで、どちらかという応募者の自主的な意思というのではなくて、届出があったものは自動的にエントリーされることになると思うのですが、一回目の選考の時にはそういったことは無かったと思うのですが、実際に私が関わっている選考でも授賞者側が辞退されるというケースがいくつかありました。例えばチェーン店で、ここで受賞してしまうと、同様の配慮を他の店でも求められるので辞退したいというようなことがいくつかありまして、そういう授賞者側の意向確認というのはどこかの段階でされているのかどうかというのが一点です。

それから前回の届出部門の参考資料を見させていただくと、コメントと建て主、設計者、施工者といったところまでは情報が出ているのですが、それぞれの物件の名称が出ていないのですが、これについては何か物件名称を示さなかった理由があったのか教えていただけま

すか。

●（野中会長）

二点ご質問がありましたが、事務局の方からお答えいただけますでしょうか。

●（都市計画係長）

はい。授賞者の意向確認でございますが、確かにその通りだと思います。今の流れの中に授賞者の意向確認は組み込んでいません。前回どのように意向確認を取ったのかは私の方で把握しておりませんので、こちらで検討しまして、意向確認のタイミングを確認したいと思います。ただ、これは選考がある程度進み、表彰対象にならないと意向確認が難しいと思っておりますので意向確認は最後の方になってしまうと思います。その時に例えば辞退されて受賞作品が減ってしまった場合にどうするかというところも含めて検討していきたいと思っております。

二点目の物件名称について、これは住所、場所のことでしょうか。

●（田邊委員）

場所というよりも、例えば分譲住宅地であれば、“なんとかの三郷の森”というようなものが付いていると思うのですけれども、受賞を前向きに捉えている企業から見ると、物件名を出してもらった方がありがたいのかなという思いがありまして、例えば物流企業であれば“ロジスティックセンター”というような何か名称が付いていると思うのですが、色々なところで展示をしようと思うので、そういうものが示されるのであれば示された方が一般市民の方にも伝わりやすいのかなと思います。特に個人情報保護とかそういった問題がクリアになっているのであれば、名称が挙がっていた方がよいのではないかと。質問と兼ねた意見なのですが、多分前回はパネルを作られていたと思うので、名称開示で問題無いようであれば名称開示した方がよいと思います。

●（都市計画係長）

分かりました。今の件については先ほどの意向確認の時になると思いますが、それと併せて名称を入れるかどうか検討させていただきたいと思っております。以上です。

●（野中会長）

一点目の方については景観賞選考委員会の対象が絞られる前の選考時、4、50件の絞り込みを行うという想定ですけれども、その段階で意向確認していただかないと、選考委員会で決めた後に辞退ですと言われるとまずいと思っておりますので、その段階までにとということだと思います。

二点目については確におっしゃる通りで集合住宅であればそれなりの名称があるということだと思うのですけれども、名称を入れた方がいいのかなと。そういうものと、あるいはそういったものが来た時に適切な名称がないものが来た場合には、それを含めて適切な整理をお願いできればと思います。

その他何かご質問いかがでしょうか。

●（齊藤委員）

伺いたいのですが、二次選考の際に写真を撮影されるというのはこのクオリティの写真（参考資料 平成25年度実施 第2回三郷市景観賞受賞作品一覧）をもうこの段階で撮られると考えていてよろしいのでしょうか。というのも第三次選考で現地を見て回る時期が真冬なので実際に緑との調和であったりという視点で調査をして、判断するのが難しいと思うのですが、その場合にはこういった写真を見て判断することになるのかなと思っているのですが、撮影のクオリティといいますか、その辺がこのレベルで期待していて大丈夫なのか教えていただけますか。

●（都市計画係長）

はい。その通りだと思います。どちらにせよ建物だけ撮っても仕方がないというのがありますので、当然建物本体と、景観は遠くから見た視点もございますので、周囲の風景を含めた写真、多分一件につき3、4枚だとは思いますが、ご用意させていただきました、三次選考の時の資料としてしっかり判断できるような形で用意させていただきたいと考えております。

●（野中会長）

よろしいでしょうか。雨が降っているとか、逆光とか、そういうことは大きいので、責任重大ですけどよろしくをお願いします。

今お話がありましたけれども、三次選考の際にはこの景観賞選考委員会にあがってくるものが4、50件、その内20件程度に絞り込むというのが景観賞選考委員会の最初の仕事ということでよろしいのでしょうか。

●（都市計画係長）

はい。

●（野中会長）

ということですが、他にいかがでしょうか。

私も少し不安なのが、4、50件から現地調査に行く対象を決めて、それで現地調査をした後に最終的な決定ということになると思うのですが、おそらく想定されている20件っていうと、20件以上現地調査を行うという想定でしょうか。それとも行くまでもないということなんでしょうか。例えば仮に○×△の評価があるとすると、もう行かなくてもいいよねというのが行かないということもありますし（○）、これ行くまでもなくダメだねというのが×。△は行ってみないと確認できないよねという段階があるとすると、現地調査はどの辺をターゲットに行うのかなというのを少し思ったのですが、今のお考えはありますか。

●（都市計画係長）

前回の景観賞の時もこういった話がございまして、やはり現地調査を回れる件数が、例え

ば午後審議会を行いますとなった時に決定まで含めてとなりますと、現地調査は多分15件くらいが限界です。次回までにまとめたいと思うのですけれども、先ほど言ったように20件という数字を目標に掲げておりますので、確かに見るまでもなく表彰決定だというものはいくつか抜粋して、先ほどいった△となるようなものについて現地に行って確認をするのが一番いいのかなと。あと50件の中で例えば10件、20件くらいは、これは落とすとしていいのではないのかといった書類審査を行うのですけれども、多分この三段階ですね、○△×といったものを決めて、○は現地に行かなくてもいい、△は現地に行った方がいい、×は現地に行かなくていいといった形の流れになるのかなと思っております。

●（野中会長）

ということのようです。市が比較的コンパクトなので、午後からでも15件回れるのかなとは思いますが、実際にはかなり厳しいのではないかなという気がしております。

●（都市計画係長）

前回は北から南まで回って13時出発で、15時過ぎくらいに戻ってくる感じで15件回りました。

●（野中会長）

車窓から見るといった形ですか。

●（都市計画係長）

現地に下りて、特に前回の景観賞は河川敷とかもございましたので、そこまで大きい市ではございませんので見られるのかなと思います。

●（野中会長）

今回初めてなのですが、他市の例で10件回るのに朝から夕方までかかったという大変なエリアのところがあったと聞いたので、その経験があってお聞きしたということです。

他に何かお願いします。

●（松井委員）

（議案書）2ページの（2）に景観賞実施の目的と書いてあるのですが、この目的の建物ができることによって、景観がよくなるということだと思います。そうすると建築主、設計者がこの景観賞を取ろうと思って建物を建てようとするのか、結果として取れてしまったのか、その辺の出発点ってすごく重要だと思います。この景観賞があることも知らずに、建築したら景観賞ですと言われたと、それはどうなのかなと私は思います。やはりこの目的からすれば建築主が景観賞を取りたいと思うように色々できないものかなと思います。そうすると三郷市の景観がよくなっていくと思います。景観賞を取ると賞状一枚ではなく、その他に何かあるのかな、とかですね。お話の中でチェーン店が景観賞の受賞を辞退したという話がありましたが、あまりもらってもメリットが無いのかなと。分譲住宅とかは景観賞に選ばれれば販売が推進するとか、そういうメリットがあるのかもしれませんが、一般の工場とか

はどうなのかなというところで、例えば固定資産税を少し安くするとか。何かメリットがあれば取り組もうと思うので、そこら辺も考えて、景観をよくするために、何か特典を考えた方がもっと景観という意識が、建てる人は湧くのではないかなと。今のままでは弱いのではないかなという気がします。結果的にもらっちゃったということはないように、建てる人が狙って取るという風に持ってってもらいたいかなと。そういう考えです。いかがでしょうか。

● (野中会長)

そのあたりいかがですか

● (都市デザイン課長)

メリットですよ、インセンティブを与えられたらということですけども、手続き上、どうしても色々な制約をかけながらやらなければいけないところと、結果を表彰させていただいてPRに使っていただく、そこを上手くバランスを取っていければなど感じております。例えば税金の話は難しいと思うのですけれども、考えられるメリット、インセンティブが何かあるのか調べさせていただきます。次の審議会、二回目の選考委員会で何かいいものがあればご報告差し上げて、難しいようであればそういったところもご案内したいと思っておりますので宿題にさせていただければと思います。

● (まちづくり推進部長)

少しよろしいですか。この届出部門の景観賞というのは二回目なのですが、前回はまだ始めたばかりで対象も少ないというところでやったのですが、パネルにしてあちこちでパネル展示をしたり、それからホームページに載せたりということで、表彰した方には喜んでいただきました。最初はあまり浸透していなかったのですが、そういうことをしていく中で、終わった後にはまた来年はやらないのかという問い合わせもありましたので、そういった意味では松井委員がおっしゃられたようなことも多少は浸透してしまっていて、業者さんの中にはこの賞を目指してやっただけというところも多少は出てきていると思っておりますので、それを続けていくことによって、少しずつですが、そういう意識が浸透していくのかなとは考えてやっております。その辺は意識してやっていきたいと考えております。

● (野中会長)

この賞が地域に浸透してくれば主体的な取り組みが少しずつ増えてくると思います。ちなみに銘板みたいなものを出すとか、そういうことはされてはいないのですか。

● (都市計画係長)

今までは作ってはいないです。銘板と言いますと、家の玄関脇に貼っていただくようなものだと思うのですが。

● (野中会長)

建物のエントランスあたりに貼るものだと思います。

検討する価値はあると思います。できるかどうかは別として。おそらく魅力かなと思って、そういうグッドデザイン賞をもらうとか、そういうものがあるとよいと思います。

他何かいかがでしょうか。よろしいですか。

次に景観賞選考委員会の立ち上げと会長の選任についてご意見を伺いたいと思います。

先ほどの説明では選考委員会の会長は委員の互選によって決定するということのようにです。選考委員会の立ち上げ及び会長の選任についてご意見、ご質問、また会長の候補としてどなたか推薦される方がいらっしゃいましたら挙手の上、ご発言いただけたらと思います。いかがでしょうか。

選考委員会の立ち上げということですが、この景観審議会は私がそのまま進行するという形という施行規則となっているので、それはよろしいでしょうか。今回の会長につきましてはいかがいたしましょうか。何かお考えありましたらご発言いただけたらと思います。

● (岡庭委員)

景観審議会と同じく、景観賞選考委員会も野中会長がそのまま会長として継続していただくのがいいのかなと思いますがいかがでしょうか。

● (野中会長)

ありがとうございます。ご意見いただきましたけれども他の委員の先生方いかがでしょうか。

[異議なしの声があがる]

異議なしということですので、僭越ですが私、野中が選考委員会の会長、取りまとめ役をさせていただくことを確認させていただきます。よろしいでしょうか。

[賛同の声があがる]

ありがとうございます。

それでは議案の第1号につきまして、他になにか三郷市にご意見ございましたら。よろしいですか。それでは進めさせていただきます。議案第2号に移ります。議案第2号「屋外広告物の安全管理マニュアル(公共版)」について事務局より説明をお願いしたいと思います。

「議案第2号 屋外広告物の安全管理マニュアル(公共版)について」【意見聴取】

● (都市計画係長)

[議案第2号について、資料に基づき説明する]

● (野中会長)

ありがとうございます。ただいま事務局の方からご説明がありましたマニュアルの作成

に向けて、委員の皆様のご意見を反映したいということでもありますので、積極的にご意見いただけたらと思います。

●（田邊委員）

今回の議案は“屋外広告物の安全管理マニュアル(公共版)”となっているのですが、屋外広告物という概念と公共という概念は非常に広範なものを含むものでして、それに対して15ページのところで点検を必要とする屋外広告物の対象というものが書いてあります。はり紙、はり札、立看板、広告旗、簡易的な広告物以外は全て対象ということになっているのですが、屋外広告物の概念から申し上げますと、例えば個人の住宅に設置してあるような表札も屋外広告物ですし、道路標識も届出対象ではないですが、ああいった表示物も全て屋外広告物だということがあるので、少し規模とか誰が管理しているかということで対象を絞り込まないともうすぐ対象が多く、特に公共が設置している屋外広告物というのは許可と連動していないので、実は屋外広告物という認識がなくても法制度上は屋外広告物というものが非常に多いと思うのですね。かなり絞り込みを行わないと職員の方の点検が膨大な数に及びますし、こういったマニュアルがあるのに実際には点検してなくて、それが事故の原因になったという、不作為と取られる危険もあると思いますので、点検の対象については慎重に整備をされて、例えば市が管理する公共施設に付帯するものであって、市条例で許可の対象になっている規模と同等のものとか、その程度の絞り込みをしないと、広く屋外広告物、それから公共という概念をとらえるとかなり膨大な量になると思いますので、少し調整をされた方がよいように感じました。

●（野中会長）

本来であれば条例の適用外になっているものを対象にして、今回公共の広告物に対してしっかり管理しますよという意思表示だと思うのですが、田邊委員からもお話がありましたように、かなり対象が広範囲になるので、その範囲、あるいは対象数、想定しているもの、そのあたりの整理はいかがでしょうかという質問と同時に、整理が必要でしょうかということだと思うのですが、お考えの方ありますでしょうか。

●（都市計画係長）

はい。対象範囲が広いので、人が出入りするような危険度が高い建物に付随する広告物が一番重要になってくると考えています。市が主体となって、安全管理が必要だということをお願いしていきたいという目的がありましたので、一番は建物、その敷地内、それから建物に付随しているもの、そちらから率先してやっていきたいなという意思があります。

田邊委員がおっしゃったように道路標識等について考えてはいたのですが、どういう風にやっていこうかという想定はまだしていなかったもので、その件については対象の絞り込みを含めて検討していく必要があるのかなと思っています。

●（田邊委員）

取り組みとしては非常に前向きで民間に対して率先してという意味は感じるのですが、あまり大風呂敷を広げすぎて、それが結果的に後で仇になるということがあると、せつ

かくこういうよい取り組みが裏目に出してしまうということもあるので、優先順位も含めてしっかりと対象を絞られるということもよいのではないかと思います。

●（都市デザイン課長）

今のご意見いただきまして本当に絞り込みが大事だと考えました。公共ということで対象が広いというお話だったのですが、どうしても市の管理するものというイメージで作っているとところがございます。ただ確認する上で県の管理、国の管理となると分かるものもあると思います。市が管理するもの、実害が発生する恐れがあるものを中心に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●（野中会長）

道路などは警察の管理する関係だと思っておりますけれども、場所によっては交通障害になる不安な時もありますし、バスの標示等の駅周辺の案内表示もこの範疇なのか分からないのですが、対象を少し狭くする必要があると思っておりますのでご検討いただきたいと思います。

はり紙、はり札、立看板等を除くということですが、確かにそれを入れると量が多いということは確かなのですが、この安全マニュアル以前の問題として、公園とかごみ集積所とかに色々はり紙、はり札が針金で留めてあって、風に煽られて剥がれそうで危ないことがあります。そのあたりは安全管理以前に公共としてしっかり関係各課に周知していただいた方がいいかなという気がします。直接今回の件とは関係ないですが、かなり見苦しいです。風に煽られて危ないのではないかとこの場所も見受けられたので提案させていただきました。他にはいかがでしょうか。

もう一点、今回この安全マニュアルは公共版ということでしたけれども、いずれ民間の方にもこのマニュアルをシフトしていくということを前提とされているということによろしいのですか。

●（都市デザイン課長）

まず国、県の動きを見ながらになると思っておりますけれども、長期的には民間の方も含めてしっかりやっていきたいという考えを持っております。その中で市の管理というのは公共施設から始めていきたいというのが現状でございます。

少し脱線するかもしれないのですが、前回の審議会で危険な屋外広告物をどう抑えていくかというようなお話があったと思っておりますけれども、そここのところの取り組みで、市としても色々検討を行っているところです。前回の審議会の中でその検討状況につきましては、この審議会の中で報告するようにとのご意見があったと思っておりますが、今回こういう状況ですと詰め切れればよかったのですが、まだお話できる内容まで検討が進んでいないというのが現状でございます。窓口等で一般の方に周知すれば効果があるのではないかと、すぐにできることもお話にありましたので、その辺をしっかりと考えて、ホームページで周知していくなどを考えております。また、9月にパトロールがありますので、それに向けて限られた案件にはなるのですが、具体的には15件くらい確認しております、前回審議会でご紹介したような案件になってくると思っておりますけれども、それを重点的に市でやっていこうという風に考えて、どのようにやっていくかという手順の方を検討している状態です。

脱線してしまいましたが、長期的には公共に限らずに民間の方もしっかり取り締まっていこうという方向性もあるとは思いますが、中々難しい現状の中でどうしていくかというのを国も考えているのではないかと理解しております。以上です。

● (戸邊委員)

今課長がおっしゃったことを前提に、やはりせっかくこのマニュアルができておりますので、民間の方にも伝えていって欲しいというお願いでございます。実はうちの町会も道路を走っていたら危険物に遭遇したということもありますので、公共施設はみなさんで守れるのだと思いますけれども、空き倉庫とかの看板などかなり老朽化しておりますのでPRしていただきたいなど。この参考資料を見ますと劣化等の項目が広いということが分かりますけれども、(議案書) 15ページの安全点検の実施について、原則3年に1回実施するというところでございますけれども、項目によっては詳細に分けて3年もの、5年ものといったようなマニュアルを作っていた方がよいのではないかと感じました。

もう一点教えていただきたいのは(三郷市屋外広告物条例) 18条で定める専門知識を有する管理者ということでありまして、講習会を修了したものと先ほど説明があったと思えますけれども、講習会というのはどういった講習会でしょうか。劣化はこういう風に直せるのですよという人でないといけないのか、ただ現地に行って危ないものが分かるということが分かるという講習会なのか教えていただければと思います。今その講習会を実施しているのであれば何年くらいにできたのか教えていただければと思います。

● (都市計画係長)

講習会なのですが、三郷市では開催しておりません。民間の屋外広告物を管理する方が、許可申請が必要な屋外広告物を市や、県に許可申請をする際に屋外広告物の点検をする方がいます。講習会はその点検をできる方になるというものなのですが、この辺ですとさいたま市や川越市などの大きい市で講習会を開催しておりまして、一般向けの講習会ではなくて、あくまで手続き上必要な方に対する講習会です。市の方でその講習会を開催するかどうかは今のところ検討はしていないので、他市の講習会に参加するといった形です。

● (野中会長)

これは市ですか。県では無くて。

● (都市計画係長)

基本的には県で行っております。

● (野中会長)

そうですね。県に確か広告団体のようなものがありまして、そこで講習会を年に何回かやっているとは思いますが。

● (田邊委員)

2日間くらいのプログラムで法制度を学んだり法構造を学んだりとか、最近では安全点検

についても項目が追加されていて、その2日間を修了した方が修了証というものをもらえていて、それが管理機関で手続きをするための必要条件なのですね。看板屋等に就職した若手の方はそういう講習を受けると仕事をしていく上で優位に立ちまわれるので講習を受ける方が多いです。

●（野中会長）

広告業の登録業者にとっては必要なことということですね。そういった講習を修了しているので専門的知識を有すると、そういうことに使えるということのようです。

その前に3年に1回の安全点検はものによっては5年に1回や1年に1回という風にきめ細かく分けられるのではないかというご質問がありましたが、そのあたり事務局はどうお考えでしょうか。

●（都市デザイン課長）

3年に1回というのは届出のサイクルに合わせているだけでありまして、深くつっこんだ検討はしていないというのが実情でありまして、5年になるとスパンが長くなりますので、3年でやってもらえばよいのかなというところはあるのですけれども、それよりも短いサイクルでやる必要があるものがあるようであれば、ご意見のとおりだと思います。

日常点検の部分と安全点検の部分の棲み分けもあると思いますので、考え方を改めて整理させていただいて、例えば1年と明記する必要があるものであれば、そのように次の審議会で説明させていただいて、3年でこういう風にやればいいですよという説明ができるようであればそういった点検をさせていただければと思います。

●（野中会長）

先ほどの部分と重なるところがあって、対象の範囲とか対象数とか、それとの絡みもあると思いますので、併せて検討いただければと思います。その他いかがでしょうか。

●（松井委員）

（参考資料）26ページの一番下に支柱の根元や、27ページの方は建物の壁に取り付ける看板が錆びており、こういう風に劣化していったら、異常気象が激しくなる世の中なので、設置していく時の元を考えていかないといけないのかなと思います。

支柱の肉厚が薄いと多分10年以内に倒れるのではないかと、また道路に沿ってこの看板は建てますので、小学生とかが通学途中で運悪く看板が倒れて頭を打つなどが考えられます。また27ページの方は鉄骨なので錆びて穴が開いて落ちてしまう。

ですから作る時に材質や鉄骨の肉厚を指定していかないと、看板を安易に頼む人もいると思うのです。看板屋さんに頼めばいいということで、看板お願いしますと。看板屋さんによっては木材で囲って中が分からないといったことも見かけます。やはり材質とか指定してやっていった方がよいのかなと思います。

たくさんの看板業者がいるので、この人なら安心とか、そういう風にしていかないと、元を考えていかないと、できた後に点検してもキリが無いのではないのかなと。今までに作ったものは仕方ないですけど、これから作るものについてはしっかり指導していかないと。

都市デザイン課の職員が点検しますと言ったために、責任を問われることとなります。防御も必要なのではないかなど、こういう風に作らないといけませんよと、防御していく風に考えていった方がいいのではないかと思います。

高層の建物ですと目視ではなかなか難しいと思うのですよ。足場とか仮設のものを作るとか、高所作業場みたいなものも作らないと、きちりと点検できないのではないかと思います。そういうこともあるので元を考えるとということもすごく重要なのではないかと思います。看板を付けるというのは、建物を建てるというくらいにしっかりとやっていった方がいいのかなど。この間小学生が亡くなったブロックも安易に作ってしまったから、看板も今後はこうですよと示すことも重要ではないかなど。ご検討をお願いいたします。

●（野中会長）

ありがとうございます。ここにある写真のようなものは公共施設でも同じようなものが結構あるのですか。

●（都市デザイン課長）

肉厚がいくつだとか構造のことについて、前回もそのような話をいただいていると思うのですが、少し調べてみたのですが、数値みたいなものはないのかなと思うのですが、今調べている状況です。屋外広告物の設置そのものについては、県の方に届出をしたものしかできないという風になっておりますので、資格がある人がやっているから大丈夫でしょうとみなしているのが現状です。ただ届出の無い方というのでしょうか、そういった方が広告物を付けてしまった時に、不適切な広告物ができてくるといったことについてどうしていこうかというのは当然あるとは思いますが、現状有資格の方が設置しているのであれば安全性は担保できるであろうというところから、一步踏み込んだ方がよいのかなと私個人は考えております。有資格者に設置してもらう必要があるということは私たちもしっかりとPRしていく必要があると考えております。以上です。

●（田邊委員）

補足ですが、ここにいくつか写真が載っておりますが、例えばコンビニエンスストアの大きな看板のような高さのあるものは、高さ4mという規定があるのですが、それ以上のものは建築士の資格を持っている方が設計をしなければいけない、建築関係の申請とリンクしている決まりがあって、安全性に関してもきちりとした手続きを経て建てている方であれば担保されているはずなので、手続きを経ないでやられる方がいらっしゃるのでは、それが危険の要因にはなるのですけれども、手続きをきちんとされている方が作るものであれば基本的には問題ないものを作っていると考えます。

●（野中会長）

参考資料の写真のような広告物がある店舗は空き店舗になってそのまま10年、20年と放置されていて、そっちの方にも問題があるのかなというケースもあり得ると思います。

他にはいかがでしょうか。公共側の屋外広告物安全点検ということで、今日出た意見をもとに、次回諮問ということですので、今回色々と宿題を出していただいて検討していただ

ればと思います。

よろしいですか。

● (戸邊委員)

(議案書) 16 ページの表の中で安全点検の実施ですね、都市デザイン課職員が安全であるか判断できない場合は屋外広告士等の専門家に依頼するということですね。しつこいようですが、この屋外広告士というのは市が許可している人なのか、県が許可している人なのか、こういった方なののでしょうか。看板屋さんは屋外広告士を持っているということですか。

● (都市デザイン課長)

市の許可ではないです。屋外広告物法に基づく登録試験機関というものがあまして、法律に基づいて登録証を発行できる機関がありまして、その試験に合格した方が屋外広告士ということとなっております。

● (田邊委員)

ちなみに私は屋外広告士なのですが、簡単に言うと、試験を受けて合格することなのですが、試験も構造と意匠と法規と実技というのがあるのですけれども、それぞれ60点以上取れると資格をもらえるということなのですが、屋外広告物に特化したもので、例えば建築士の方がいらっしゃると思いますけれども、そういう方々は豊富な知識と経験を持っていらっしゃるので、実技と法規だけを受ければよいという制度の設計になっているのですけれども、屋外広告物を中心に、様々な手続きを行うための専門的な資格ですね。

● (野中会長)

私不案内なのですが、国家資格ということでしょうか。

● (田邊委員)

国家資格というよりも国から委託をされている機関、屋外広告業団体連合会が主催だったと思いますけれども、そういう業界団体が主催しているものです。

● (野中会長)

守備範囲としてエリアが限定されているわけではないのですか。

● (田邊委員)

屋外広告士を持っていれば全国です。研修は研修を受けたエリアというところがあるので、全国展開を考えている方々は屋外広告士を頑張って取得しているのが実態だと思います。

● (松井委員)

よろしいですか。点検をするとかなり日数と時間と人がかかると思うのですよ。そうすると中々徹底してできないのかなという気がするのですが、例えば看板を設置する時に看板の面積1㎡でいくらかか広告物を設置する方からお金を取って、それをプールして田邊委員が

おっしゃったような屋外広告士にそのプール金から点検を依頼するなど、色々考えたほうがよいと思います。

看板を付ける人がいるから色々な不具合が起きるので、野中会長もおっしゃっていましたが、看板を設置した企業が倒産して誰が設置したか分からないような屋外広告物に対して、専門家である屋外広告士にそのプール金から点検を依頼して、撤去するとか、改善するとかといった風にしていった方が早いような気がするのですよね。私はお金を取って、そのお金からどんどん仕上げていった方がよいと思います。

●（都市デザイン課長）

私も最近勉強し始めたばかりなので言葉が足りなかったら申し訳ございません。自主点検という、設置した方が自分で管理していただくというベースがあるようなので、それが今のお話と合っているのかなという感じは受けました。

ただ考え方として、そういう仕組みを作ってお金をいただいておいて、時間が来たときにやるというのは、ああそうだなという風に思いました。ただ広告の管理について先ほど都市計画係長の方からも適切に管理をする責務があるというような話があったと思うのですけれども、そこに照らしていくと少し難しいのかなという印象を受けました。以上です。

●（野中会長）

ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは報告事項に移りたいと思います。「景観計画に基づく届出の状況について」事務局のほうよりご説明をお願いします。

「報告事項（1）景観計画に基づく届出の状況について」

●（都市デザイン課主事）

[報告事項（1）について資料に基づき説明する]

●（野中会長）

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

すみません、（報告資料 主な審査内容と結果）①の保育所については全体の彩度を低くする代わりに一階の一部にアクセントとなる色彩を設けてはどうかというアドバイスをしたという認識であっていますか。元々アクセント色が無かったことに対してアクセント色を使用してはどうかということでしょうか。

●（都市デザイン課主事）

はい。元々塗り替え前にアクセント色が施されておりまして、塗り替えを行う時にアクセント色となるカラーが外壁と同一のカラーとなっていたという経緯がありまして、アドバイザーから意見いただいた時にそのアクセントカラーを残した方がよいのではないかという意見をいただきましたので、それを反映させていただいてアクセント色を使うような形で協議

させていただいたという形になります。

● (野中会長)

色の方針を、アクセントカラーを継続しながら上手くアレンジするようアドバイスされたということですね。

すみません、(報告資料 主な審査内容と結果) ④の宿泊施設なのですが、上のところのこれは壁面広告なのですか。それとも屋上広告なのですか。

● (都市計画係長)

結果として申し上げると壁面広告になります。屋上広告ではないということになります。看板の文字の下端が軒下より上に行っていないので壁面広告という扱いになります。

● (田邊委員)

屋外広告物のために壁面を出して付けているのですよね。

● (野中会長)

屋上広告物だと規制があるということですか。

● (都市計画係長)

三郷中央地区は原則屋上広告物を禁止しているので、協議の上、このような結果となっております。

● (野中会長)

他にいかがでしょうか。ご意見ご質問等ございましたら。

よろしいでしょうか。それでは議題、報告事項全体を通して何かご意見、ご質問等ございましたら伺いたいと思いますが。

よろしいですか。それでは無いようでしたら、私が行う議事進行案件はすべて終了しましたので進行を事務局の方にお返しいたします。よろしくお願いいたします。ご協力ありがとうございました。

● (都市デザイン課長補佐)

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。それでは当審議会副会長の田邊様より閉会のご挨拶をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

● (田邊副会長)

[閉会挨拶]

● (都市デザイン課長補佐)

ありがとうございました。以上をもちまして、平成30年度 第1回 三郷市景観審議会

を閉会いたします。次回、第2回は10月を予定しております。

本日は長い間ご審議ありがとうございました。